

認知症でお金が凍結！？知らなきゃ損な『家族信託』とは？

最近ガンが見つかったお父さん。認知症の気配も若干。妻は介護施設に入居中。



マンション一棟を所有しており、その収益で生活費や治療費を払っています。妻の世話は娘がおこなっており、妻の治療費や施設代は娘に預けた通帳から払っています。

それぞれこんな心配が…

お父さん
自分に何かあったら妻はどうなってしまうのか？
マンションの補修、収益管理は娘に任せて大丈夫なのか？
遺言で妻に全財産を譲っても認知症の妻にはどうすることもできないのではないかな？

娘
お父さんの体調も良くないようだしこの先どうなるのかしら？
預かっている通帳からお金をおろしているけど、問題ないのかしら？

お父さんが入院することに！！

娘が入院費など大きなお金を銀行におろしにいくと…

『申し訳ありません。御本人様でないと貯金は引き出せません。成年後見人をつけて下さい。』



『えー！！引き出せないの！？困ったわ〜。』

口座がロックされ、お金が引き出せなくなりました。

言われたとおりに**成年後見人**を見つけました。



『お父さんの通帳を預からせて頂きます。』



『え…預かるの!?』

- ・弁護士や司法書士などの**第三者が成年後見人**になり、お父さんの**通帳を全て管理**します。
- ・お父さんの生活費や介護費用のためには使えますが、**家族のためには使うことが難しく**なります。マンションの修繕なども原則できません。
- ・成年後見人に**年24万円～60万円**の費用を、一生払い続けなければいけません。

そんな事にならないために…**元気なうちに、お金を家族に信託する方法があります。**

「私(父)のお金を、あなた(娘)に託します。だからこのお金で、私や妻(母)のことをたのむよ。」ということ。

①

家族に信託します。

父『このお金で私や妻の事頼んだよ!!』



娘『任せてね。』



②

信託ならお父さんが認知症になっても大丈夫！

娘『お父さんのお金だけど私名義の口座!』



銀行員『お引き出ししますね。』



③

お父さんが元気なうちに信託すれば、お金だけでなく、マンション一棟の管理もできます。法律的にもしっかりしているから安心です。

法律的にもしっかりしているから安心!



家族信託は、法律の力であなたと家族を守ります。

家族信託が専門の

山下行政・労務コンサルティング
山下行政書士事務所
にお任せください。

信託して安心だね!!

